

令和8年6月23日

関係者 各位

三内丸山遺跡センター所長
(公 印 省 略)

条件付き一般競争入札実施公告

下記の業務については、条件付き一般競争入札（一般型）により契約を締結しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定により公告します。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務番号 委教三丸第8-2号
- (2) 業務名 特別史跡三内丸山遺跡史跡整備（大型掘立柱建物跡覆屋新築）実施設計業務委託
- (3) 業務場所 青森市大字三内字丸山 地内
- (4) 業種 新築設計 一式
 - ① 上記に係る業務内容
建築一般 かつ 造園 または 都市計画及び地方計画
 - ② 複合業務 無
- (5) 履行期限 令和9年3月26日（金）まで
- (6) 業務概要 解体・新築設計 一式
露出遺構覆屋 鉄骨造 約300㎡
- (7) 予定価格 13,365,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の各号に該当することについて、あらかじめ、3に定めるところにより審査を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号。以下「財務規則」という。）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和58年2月青森県規則第6号。以下「参加資格規則」という。）第5条の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定され、第7条第1項に規定する有資格建設関連業者名簿の下記業種（業務内容）に登載されている者であること。
建築関係建設コンサルタント業務（建築一般 かつ 造園 または 都市計画及び地方計画）
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始又は再生手続開始の決定後、青森県知事の確認を

- 受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 日本国内に本店を有していること。
 - (6) 過去15年間に次に掲げる同種の建設関連業務の履行実績(下請負人としてのものを除く。)を有するものであること。ただし、共同企業体の構成員としての履行実績は、出資比率20パーセント以上の場合に限る。
国指定史跡又は特別史跡(弥生時代以前)を対象とした業務の履行実績(契約金額1千万円以上)
 - (7) 労働保険(労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)及び社会保険(健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。)に加入し、かつ、保険料の滞納がないこと。
 - (8) 青森県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
 - (9) 建築に関して8年以上の実務経験相当の能力を有し、一級建築士の資格を有する者を管理技術者に配置することができること。
 - (10) 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、青森県建設業者等指名停止要領(平成2年6月28日付け青監第633号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事の指名停止の措置を受けていない者であること。
 - (11) 参加資格規則第5条第1項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に指名停止要領に基づく知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がない者であること。
 - (12) 警察当局から、知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 資格の審査

入札に参加しようとする者(以下「入札参加希望者」という。)は、あらかじめ、2に定める資格を有することについて、次に従い、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)により、審査を受けなければならない。

※ 申請書の様式は、設計図書の縦覧資料に添付されています。

- (1) 提出期限 令和8年6月30日(火)午後5時必着
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出場所 青森市大字三内字丸山305
三内丸山遺跡センター 保存活用課
電話 017-782-9462(直通)
- (4) その他
 - ① 申請書の内容について、別途意見を聴取することがある。
 - ② 資格の審査結果については、申請者に対して、別に通知する。
 - ③ 2に定める資格を認められなかった者(共同企業体の方法による場合は、代表者)は、②の通知を受けた日の翌日から3日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条で規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。)を除く。)以内に、書面をもって、その理由の説明を求めることができる。
 - ④ 提出した申請書の差替えは、原則として認めない。

4 設計図書の縦覧

- (1) 期間 令和8年6月24日(水)から令和8年7月14日(火)まで
- (2) 場所 青森県建設業ポータルサイト
<https://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/index.html>
- (3) その他

設計図書に対して質問がある場合は、令和8年7月9日（木）正午までに、書面により、三内丸山遺跡センター保存活用課に提出すること。

5 現場説明

なし

6 入札書の提出方法

本入札に当たっては、郵便による入札を可能とするので、以下のいずれかにより提出すること。

(1) 直接、入札書を提出する場合（開札日当日に持参する場合）

- ① 入札書に必要事項を記載・押印すること。
- ② 入札書を封印する封筒（長形3号の定型封筒）の表面に、「令和8年7月16日開札 委教三丸第8-2号 特別史跡三内丸山遺跡史跡整備（大型掘立柱建物跡覆屋新築）実施設計業務委託に係る入札書」、「三内丸山遺跡センター所長宛て（担当：三内丸山遺跡センター保存活用課）」、「入札者の氏名（法人の名称、代表者氏名）」を記載し、上記①を封印すること。
- ③ 入札参加者は、特記仕様書に規定する業務内容の数量及び金額を明らかにした積算内訳書を提出すること。ただし、入札書を封印した封筒には同封しないこと。
- ④ 代理人が入札する場合は、委任状に必要事項を記載・押印し、上記③と併せて提出すること。ただし、入札書を封印した封筒には同封しないこと。

(2) 郵送により提出する場合（別紙「入札書等の郵送方法」参照）

- ① 入札書の提出は、二重封筒による書留郵便とし、以下⑤の到着期限までに三内丸山遺跡センター所長宛て親展により送付すること。
- ② 入札書の作成及び封筒については、上記（1）①及び②と同様とする。
- ③ 表封筒（郵送用の封筒）の表面に、「令和8年7月16日開札 委教三丸第8-2号 特別史跡三内丸山遺跡史跡整備（大型掘立柱建物跡覆屋新築）実施設計業務委託に係る入札書在中」と朱書きの上、「上記②の封印した入札書」を同封すること。
- ④ 入札参加者は、特記仕様書に規定する業務内容の数量及び金額を明らかにした積算内訳書を提出すること。ただし、入札書を封印した封筒には同封しないこと。
- ⑤ 郵送による入札書の到着期限は、令和8年7月15日（水）午後5時とする。

7 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和8年7月16日（木）午後2時

(2) 場 所 青森市大字三内字丸山305
三内丸山遺跡センター2階会議室「まほろば」

(3) 開札の立会い

入札参加者の開札の立会いは自由とする。（入札参加者及びその関係者以外の方は、開札場所への入場はできません。）

(4) 落札者の決定方法

- ① 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者に決定する。ただし、当該価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又は当該者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることがある。
- ② 落札となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじで落札者を定めるものとする。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札結果の通知

郵送による入札参加者が落札者となったときは、別途、書面によりその旨を落札者へ通知するものとする。

8 入札執行回数

原則として1回を限度とする。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の10分の1以上の金額を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

ア 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 契約者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

ウ 契約保証金に代え、次に掲げる有価証券を提供したとき。

i 国債又は地方債

ii 政府の保証のある債券

iii 金融機関が振出し又は支払保証をした小切手

iv 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券

v 銀行若しくは知事が確実と認めた金融機関の保証又は保証事業会社の保証

10 最低制限価格制度

最低制限価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

11 契約の締結

(1) 落札決定の日から7日以内に契約を締結する。

(2) 落札の決定後、当該入札に付する業務に係る委託契約の締結までの間において、当該落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合、指名停止要領に基づく知事の指名停止の措置を受けている場合又は指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実があった場合には、当該請負契約を締結しない。

12 入札条件

(1) 財務規則に定める入札者心得書を遵守すること。

(2) 入札参加者は、入札金額の内訳を明らかにした積算内訳書（設計図書（建築・営繕業務等にあつては、業務委託仕様書）に規定する業務内容の数量及び金額を示したものを。）を提出すること。

13 入札書記載金額等

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の余白に備考として、次のように記載すること。

備考 入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）である。

14 その他

入札の無効

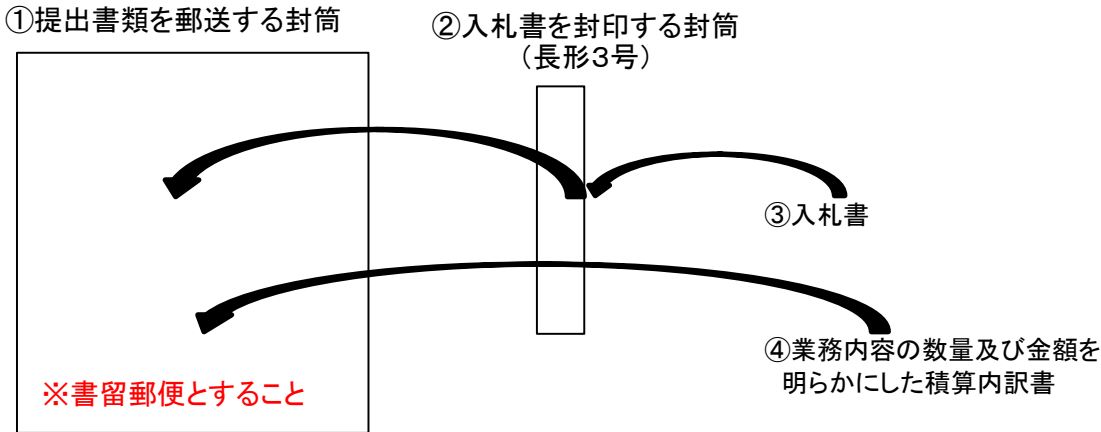
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

15 所在地及び担当

(1) 所在地 青森市大字三内字丸山305

(2) 担当 三内丸山遺跡センター 保存活用課
総括主幹 斉藤慶吏
電話：017-782-9462（直通）

入札書等の郵送方法



※書留郵便とすること 各封筒の表面の記載方法

令和8年7月16日開札
委教三丸第8・2号
特別史跡三内丸山遺跡史跡整備（大型掘立柱建物跡覆屋新築）実施設計業務委託
（在中）に係る入札書

〒038-0031

青森市大字三内字丸山305
三内丸山遺跡センター

三内丸山遺跡センター 所長 殿

親展

三内丸山遺跡センター所長宛て
(担当: 保存活用課)

令和8年7月16日開札
委教三丸第8・2号
特別史跡三内丸山遺跡史跡整備（大型掘立柱建物跡覆屋新築）実施設計
業務委託に係る

入札書

(株)〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇